

LP ガス料金高騰対策家庭向け支援事業（追加分）に係るQ & Aについて

令和 5 年 1 0 月
新潟県防災局消防課
一般社団法人新潟県 LP ガス協会

目次

Q1 前回の事業との変更点は何ですか？	1
Q2 追加で申請が必要になりますか？	1
Q3 前回はチラシを配りましたが、追加事業ではどうなりますか？	1
Q4 実績報告様式は変わりますか？	2
Q5 実績報告の期限は変わりますか？	2
Q6 追加で概算払ができますか？	2
Q7 前回の事業では概算払は請求しませんでした。その場合でも概算払は請求できますか？	2

Q1 前回の事業との変更点は何ですか？

【回答】

- 前回の事業では9月分使用料と10月分使用料に1,000円（税抜き）値引く内容でしたが、追加分の事業は11月分使用料に400円（税抜き）値引くこととなります。

Q2 追加で申請が必要になりますか？

【回答】

- 必要ありません。

Q3 前回はチラシを配りましたが、追加事業ではどうなりますか？

【回答】

- 11月分追加で値引く旨のチラシを協会で作成し、販売店に郵送しますので、前回と同様値引き時にお配りください。
- 前回は事前チラシがありましたが、今回はありません。

Q4 実績報告様式は変わりますか？

【回答】

- 様式5号の実績報告の別紙、別添及び支援対象者一覧（参考様式）が変わりますので、新しい様式を御使用ください。
- 支援対象者一覧（参考様式）で作業されていた方は、旧様式から新様式へ移行することができます。
- 新様式、新様式の記入例及び参考様式の新様式への移行法につきましては、協会のWebサイト上にアップロードしますし、郵送でもお知らせします。

Q5 実績報告の期限は変わりますか？

【回答】

- 令和6年1月12日に変更します。（変更前は令和5年12月8日でした。）

Q6 追加で概算払ができますか？

【回答】

- できます。
- 一世帯当たり2,400円の額から1回目の概算払から差し引いた額を請求することができます。

Q7 前回の事業では概算払は請求しませんでした。その場合でも概算払は請求できますか？

【回答】

- できます。
- 一世帯当たり2,400円の額を請求することができます。